

山梨県立中央病院売店運営に係る仕様書

1 病院の概要

- (1) 施設名 山梨県立中央病院
- (2) 所在地 山梨県甲府市富士見1丁目1番1号
- (3) 許可病床数 644床
- (4) 患者数 入院 約489名 外来 約1,212名
(令和元年度実績・1日当たり平均)
- (5) 職員数 約1,300人(委託業者等は除く)
- (6) 外来診療日 月曜日～金曜日、ただし、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び年末年始
(12月29日から1月3日)は休診
- (7) 面会時間 午後2時～午後8時(現在は Covid-19 感染拡大防止のため、原則面会禁止)

2 事業者の施設使用形態

定期建物賃貸借契約に基づく貸付スペースの賃貸借契約とする。

3 貸付期間

令和3年5月1日から令和8年4月30日までの5年間とする。なお、契約期間の満了をもって契約は終了し更新しない。

4 貸付物件

- (店舗) 山梨県立中央病院 別棟1階(貸付物件図面参照) 面積: 123.09m²
- (倉庫) 山梨県立中央病院 地下駐車場(貸付物件図面参照) 面積: 17m²
- (マスク) 山梨県立中央病院内12か所※ 面積: 0.98m² × 12か所

※ 貸付場所については、別途指定する

5 経費負担等

次に掲げる営業に係る費用は、すべて運営事業者の負担とする。

(1) 賃料

事業者が価格提案書において提案した金額に、消費税及び地方消費税を加算した額をもって、1年間の賃料とし、当該年度分を12月末までに一括で支払うものとする。ただし、令和8年度分については、令和8年4月30日までに支払うものとする。

提案にあたっての最低制限賃料は、20,000,000円(消費税抜)とする。

(2) 光熱水費(電気、水道、下水道、ガス代)

山梨県立中央病院で実費を算出し、請求する額とする。

(3) 開業のための施設設備整備費・備品購入費

(4) 電話設置費及び電話代(内線電話の使用は無料)

(5) 廃棄物の処分費・清掃業務費・グリストラップ管理費

- (6) 利用者による設備汚損、破損に対する対応経費
- (7) 運営にあたり、当院又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
- (8) 貸付スペースに係るセキュリティ経費
- (9) 事業者の責めによる貸付施設・設備・備品の破損に係る修繕費
- (10) 契約の終了に伴う貸付施設・設備・備品の原状回復費
- (11) その他必要経費

6 売店の運営条件

- (1) 営業日及び営業時間
年中無休 午前7時から午後11時まで
ただし、これより長い営業時間を提案する場合にあっては、企画提案書の自由提案の項目により提案すること。
- (2) 応募時点において、甲府市内に店舗を有し、山梨県と災害時の物資供給に関する協定等を締結しているコンビニエンスストアとする。
- (3) 患者のアメニティに対する要望に柔軟に対応すること。
- (4) 切手の販売、公共料金等の代理収納、宅配便の取扱い、マルチメディアコピー機およびコンビニATMの設置を行うこと。
- (5) 売店営業に加え、マスクの自動販売機を院内に12か所設置し、管理すること。なお、販売するマスクの種類については、成人用10台、小児用1台、N95マスク1台とする。マスクの自動販売機については、運営事業者が用意すること。

7 その他運営全般に係る遵守事項

- (1) 営業は、患者と職員の快適性向上であることを十分認識し、病院経営に積極的に協力すること。
- (2) 酒類、たばこ及びその他療養に適さないものを提供しないこと。
- (3) 貸付物件内における火気の使用及びフライヤーの使用は禁止とする。
- (4) 営業に際し、資格又は免許を必要とするものについては、資格免許を有する者を従事させること。
- (5) 営業に支障がないように従業員を配置し、店内は病院での業務であることを自覚して、清潔感のある身なりで業務にあたるとともに、利用者に対しては、親切丁寧な接遇に努めること。また、事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- (6) 事業者は営業権を第三者に譲渡または転貸してはならない。ただし、営業にあたり直接運営またはフランチャイズ方式のいずれを採用することは問わないが、フランチャイズ方式を採用する場合は、企画提案書に記載した法人または個人が営業するものとし、内定後または契約締結後の変更は認めない。
- (7) 常勤の従業員の中から現場責任者を定め、その氏名、緊急連絡先を記載した文書を当院に提出すること。
- (8) 利用者からの苦情等については、誠意をもって対応し、その内容及び対応状況を遅滞なく当

院に報告すること。

- (9) 営業時間、品揃え及びサービス等について改善すべき事由が生じた場合には、当院と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。
- (10) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他関連法令を遵守すること。
- (11) 営業より生じる生ゴミ、その他の廃棄物については、事業者の責任において処理すること。
- (12) 従業員等が自家用車等で通勤等をする場合は、事業者側の責任と負担において駐車場を確保すること。(当院の駐車場は利用しないこと。)
- (13) 営業に関し、当院が行う管理運営上の指示に従うこと。
- (14) 当院の指示があった場合、当院が開催する会議、打ち合わせ、及び研修に参加すること。
- (15) 従業員の健康管理を徹底し、感染症等の予防に努めること。また感染症の症状がみられる、又は疑われる場合は、業務に従事させないこと。
- (16) その他、必要事項は、あらかじめ当院と協議すること。

8 賃料と光熱水費等の支払いについて

事業者が当院に支払う費用（賃料と光熱水費等）は、当院が示す期日までに確実に支払うこと。

9 業務報告について

- (1) 月の売上高、客数を翌月末までに報告すること。
- (2) 従業員への教育研修を行った際には、都度報告すること。

10 その他運営全般に係る遵守事項

営業は、患者と職員の快適性向上であることを十分認識し、病院経営に積極的に協力すること。

11 施設の引き渡し

- (1) 現在の事業者と異なる事業者が選定された場合、現在の事業者の運営期間の終期が令和3年4月30日であることから、新規事業者への施設の引き渡しは、令和3年5月1日午前0時以降とする。新規事業者への引き渡しが遅れた場合も、賃料は減額しない。
- (2) 開店準備は引き渡し日から行うこととなるが、新規事業者は本営業開始に向けて速やかな開店準備に努めなければならない。
- (3) 引渡し物件は、貸付物件詳細図面のとおりとする。ただし、現在の事業者に帰属する設備をそのまま使用しようとする場合は、現在の事業者との取り決めにより設備を残置して引き渡すことができる。

12 施設の引き継ぎ

契約期間の満了等により、次期事業者に引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。

13 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項について、契約締結までに企画提案の内容を事業者と協議して決

定した事項は、契約書に追加する。

- (2) 契約締結後に、契約書に記載のない事項について問題となった際は、協議の上決定する。

(貸付物件図面：B 1 F 倉庫部分)

